

# 豊頃町定住促進等住宅取得補助事業のご案内

豊頃町では定住人口の確保を図るため、自ら居住するための住宅を新築もしくは建替をする方、または中古住宅を購入する方に、支援措置として補助金の交付を行います。

事業の期間は平成24年度から平成26年度までの3年間です。

## 交付対象住宅

新築	用地取得費を除く建築に係る費用が700万円以上で、居住部分の床面積が70平方メートル以上の住宅を新たに建てる場合
建替	現に町内に住宅を有する者、またはその世帯員のいずれかが所有する住宅に居住している者が、居住部分の床面積が70平方メートル以上で、建築に係る費用が700万円（用地取得費を除く）以上の住宅を建てる場合
中古住宅	居住部分の床面積が70平方メートル以上で、過去に住居として使用された住宅ただし、3親等内の親族から購入する住宅は除く

## 補助金の額

区分	事業内容	補助金	
		現金	豊頃町商品券
新築	住宅新築補助金	80万円	20万円
	町内業者施工のときの増額補助金	50万円	—
	豊頃南町宅地分譲地に建設のときの増額補助金	60万円	20万円
中古	中古住宅購入補助金	30万円	20万円
	町内業者施工によるリフォームのときの増額補助金	50万円	20万円

- (1) 建替の補助金額は、新築の2分の1相当額になります。
- (2) 町内業者施工の増額補助金は、元請業者が町内業者である場合に限りです。
- (3) 中古住宅購入補助金は、用地代金を除く購入価格の20パーセント以内、50万円が限度です。
- (4) リフォームの増額補助金は、リフォームに要した額の20パーセント以内、70万円が限度です。

## 補助金申請

補助金の交付を受けようとする方は、対象となる住宅に入居した日から1年以内に「豊頃町定住促進等住宅取得補助金交付申請書」に必要な書類を添えて町企画課へ提出してください。

また、中古住宅を取得し補助金の交付を受けようとする方は、正式申請の前に事前の届出書の提出が必要となります。

詳細については企画課町づくり推進係にお問合せください。

## 補助金の返還について

次の場合、当該補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金額の全部または一部の返還を命ずることがあります。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 申請後に同一世帯員のいずれかが、要綱に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- (3) 住宅取得の日から10年未満で町外に転出し、もしくは町内転居したとき、またはその住宅を譲渡し、もしくは貸し付けたとき。

問合せ先 役場企画課町づくり推進係 ☎ (574) 2216

# 戸籍事務の電算化がスタート ～戸籍の証明書が変わります～

豊頃町では、平成25年11月25日（月）から、コンピュータによる戸籍事務のサービスが始まりました。電算化により、戸籍事務の効率化・迅速化が図られ、証明書も見やすくなりました。

初日に行われたセレモニーでは、請求者第1号となった横山絵里さんに町長が戸籍の全部事項証明書を手渡し、スタートを祝いました。

新しい様式の証明書は、従来の戸籍謄抄本から、次のような点が変更になりました。（手数料は、これまでと同じ1通450円です）



変更項目	現在の戸籍	電算化後の戸籍
名称	戸籍謄本	戸籍の全部事項証明
	戸籍抄本	戸籍の個人事項証明
書式	縦書き	横書き
様式	B5判	A4判
公印	朱肉印	黒色電子印

※ 対象になるのは、豊頃町に本籍がある方です。（住所が豊頃町にあっても、本籍が豊頃町にない場合は対象になりません。）

## ◎ いままで戸籍は「平成改製原戸籍」となります

従来の戸籍は、11月23日付けでコンピュータによる戸籍にその役割を譲り現役を引退します。

このように、引退した元の戸籍を、「改製原戸籍」と呼んでいます。

この戸籍は、150年間保存することになっています。

コンピュータ化後の戸籍には、結婚や死亡などによって、すでに除籍されている方などの一部の事項が記載されていない場合があります。

このような、記載のない事項についての証明書が必要な方は、平成改製原戸籍を請求してください。

なお、この場合には、1通につき750円の手数料がかかりますので、ご了承ください。

## ◎ 戸籍の附票もコンピュータ化になりました

戸籍に記載されている人が、現在どこに住んでいるのかを把握するものとして、戸籍の附票の制度があります。

これは、住民基本台帳の規定に基づいて、全国の市区町村からの通知により、住所の異動を記録したものです。

戸籍事務と並行して、附票事務もコンピュータ化しました。

コンピュータ化後の附票には、最新の住所のみが記載され、その後の異動が順次書き加えられていきます。

附票も従来のものは「平成改製原附票」となり、従前の住所が必要な場合は、この平成改製原附票を請求してください。

附票の手数料は、コンピュータ化後のものも、従来のものも1通につきそれぞれ300円になります。

問合せ先 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213